

7 6 条申請に付随した構造物等の基準について

〔目的〕

土地利用に伴い道路に設置される構造物等は、組合が日進市に道路を移管する道路施設となります。そのため、土地利用の計画段階から道路移管の基準に適合するよう、組合の承認を得て工事を実施していただくことになります。

〔承認申請〕

組管理道路で乗入口の設置や側溝に蓋を掛ける等の行為を行う場合、組合の承認が必要になります。【別紙様式のとおり】

特定開発事業や小規模開発事業等で事前に日進市と協議が必要な場合は、組合へ7 6 条申請を提出する前に日進市と協議を行ってください。なお、日進市と協議が整っている場合でも組合への承認申請が必要です。

承認申請は組合が日進市に道路を移管するまでの期間適用します。

〔乗入口の基準〕

① 歩道有り道路（県道を除く）

組合の歩道付き道路の歩道形式は〈セミフラット式〉です。

道路施設は歩車道境界ブロック、ガードパイプ、歩道用As舗装側溝、歩道用側溝蓋等の施設が整備されています。（事前に現地をご確認ください）

乗入口を設置する場合、日進市が定める『自動車乗入口設置工事の設置基準』に適合するよう計画してください。

② 県道岩崎名古屋線

県道岩崎名古屋線の歩道形式は〈マウントアップ式〉です。

当該路線で乗入口設置等の工事を行う場合、組合の承認を受けた後に愛知県（尾張建設事務所）の承認を受けてください。

愛知県の指導等により工事内容に変更が生じた場合、変更内容を組合に提出してください。

③ 歩道無し道路

道路側溝に蓋が設置されていません。組合の承認を得て、基準の範囲内で蓋を設置することができます。

【特定開発事業】

乗入口の箇所数 ⇒⇒⇒ 1区画当たり1箇所（やむを得ない理由により2箇所必要な場合は、日進市と協議が必要です）

乗入口の幅 ⇒⇒⇒⇒⇒ 駐車場への出入口として整備する場合は4m（4m以上必要な場合、4mでは出入りできない車両軌跡図及び最低必要幅を示す軌跡図を作成していただき、日進市と協議が必要です。）

【小規模開発事業（戸建て）】

乗入口の箇所数 ⇒⇒⇒ 1箇所

乗入口の幅 ⇒⇒⇒⇒⇒ 乗入に必要な範囲のみ蓋掛け可能です。（4m以上も可能）

④ ハーモニカ出入口

【歩道有り】

駐車台数は最大3台、乗入幅は最大6m

【歩道無し】

- ・台数は計画戸数内まで
- ・4台以上連続して駐車する場合は、50センチ以上100センチ以下の離隔を取ることとし、3台ごとに同様の離隔を取ること。

※ 乗入口が道路交通法第44条に該当（設置できない箇所）する場合、組合・日進市・警察の確認が必要となります。

〔構造物の規格〕

蓋・・・・・・・・・・車道用 落蓋 3種 PC4

グレーチング 蓋・・・・・・・・5mにつき1枚（5m未満は1枚）、耐荷重 T-25 ノスリップ 細目

横断側溝・・・・・・・・グレーチング 蓋 T-25 ノスリップ 細目 4点ボルト（袋ナット）

可変側溝・・・・・・・・グレーチング 蓋 T-25 ノスリップ 細目

※ 大型車両の乗入れで側溝を横断側溝等に入替える場合、事前に日進市土木管理課と協議してください。

〔排水管の接続〕

道路側溝に排水管を接続する場合の箇所数は、1区画当たり1箇所です。

地形上等の理由で1箇所では排水処理ができない場合、事前に日進市と協議してください。

取付管の口径・・・原則 100mm（流量が多い場合 150mm まで）

水路構造物に管を接続するために穴をあける際には削孔機を使用し、
管口は水路壁からはみ出さないようにしてモルタルで補修してください。